

令和3年第9回教育委員会定例会

開会年月日 令和3年5月14日（金）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩  
 同 委 員 坂 口 節 子  
 同 委 員 高 柳 誠  
 同 委 員 中 田 尚 代

欠 席 者 教育委員会 委 員 新 井 良 保

議 題

1 議案

(1) 議案第47号 中学校教科書協議会への諮問内容について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画（素案）の抜本的見直しを  
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画（素案）の撤回を求める陳  
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて  
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実  
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

#### 4 報告

##### (1) 教育長報告

- ① 小学校の学級編制の標準の引下げについて
- ② 温度計付き自動アルコール噴霧器の配備について
- ③ 指定管理者との協定締結について
- ④ 指定管理者との協定締結について
- ⑤ 指定管理者との協定締結について
- ⑥ 令和2年度に支給した臨時特別給付金および3年度に支給する特別給付金について
- ⑦ その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    10時48分

##### 会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 学務課長	清 水 輝 一
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 副参事	山 本 浩 司
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
こども家庭部子育て支援課長	山 根 由 美 子

教育長

ただいまから、令和3年第9回教育委員会定例会を開催する。  
本日は傍聴の方が1名いらっしゃっている。  
なお、本日は新井委員が欠席である。よろしく願います。  
また、本日の定例会は、新型コロナウイルス感染症対策として、出席者を絞って行う。  
それでは、案件に沿って進めさせていただく。  
本日の案件は、議案が1件、陳情が11件、協議1件、教育長報告が7件である。

(1) 議案第47号 中学校教科書協議会への諮問内容について

教育長

初めに、議案である。議案第47号 中学校教科書協議会への諮問内容について。  
それでは、この議案について説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

1社が遅れて検定を通ったということで、検定を通った教科書について調査を行い、  
昨年度選定した教科書と比較し、どちらの方が望ましいかについて判断をしたい。その  
ため、教科書協議会に諮問をするということにしたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、この議案については承認でいきたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、承認とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書  
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを

- 求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
  - (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
  - (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
  - (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
  - (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
  - (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
  - (11) 令和3年陳情第1号 学校情報化施策の更なる推進に関する陳情書〔継続審議〕

教育長

次に、陳情案件である。

継続審議中の陳情11件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は全て継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件1件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

- (1) 教育長報告

- ① 小学校の学級編制の標準の引下げについて
- ② 温度計付き自動アルコール噴霧器の配備について

- ③ 指定管理者との協定締結について
- ④ 指定管理者との協定締結について
- ⑤ 指定管理者との協定締結について
- ⑥ 令和2年度に支給した臨時特別給付金および3年度に支給する特別給付金について
- ⑦ その他

教育長

次に、教育長報告である。  
本日は、7件ご報告をする。  
それでは、報告の①についてお願いします。

学務課長

資料に基づき説明

教育長

35人学級については、マスコミ等々で随分報道もされたし、教育・子育て大綱を策定する過程の中でも、いろいろと情報を皆様方にご提供申し上げてきた中身であるので、中身そのものについては十分ご承知だと思う。今回、法律が施行され、正式に35人学級がいよいよ始まるということであるので、報告をさせていただいた。

今、学務課長から話があったように、大きな課題としては、教室の確保の問題、教員の確保の問題がある。この点については、ご質問、ご意見をいただきながら、我々としては、来年度の4月の3年生の35人学級の開始に向けて、準備していきたいと思っているところである。

それでは、皆さん方からご意見、ご質問をお寄せいただければと思う。いかがか。

高柳委員

以前から話があった少人数学級の推進は、子供たちがより分かりやすく、個別に対応しやすい授業を構築していくために大変よい施策だと思う。報道等で大きく取り上げられていたけれども、課題は教室の整備と教員の確保だと思う。段階的に学級編制の数を増やしていくということなので、おそらくもう計算をしていると思うけれども、練馬区の場合、小学校第6学年の35人学級が開始する令和7年まで、学級教室の数に支障が生じるような学校はないのか。大規模校もあると思うけれども、例えば校庭にプレハブを建てなければいけない場合や、増築しなければいけない場合等、その辺の見通しはおそらくできているのではないかと思う。大変悩ましいところだと思うが、その辺はいかがなものか。

学務課長

今、高柳委員からあったように、教室が足りずに子供たちが入れないということは避けなければならないので、私どもとしては、まずシミュレーションをしっかりと行うことが一番大切だと思っている。

具体的に少しご紹介すると、まず、各小学校の学区域別の0歳から5歳までのそれぞれの人数をベースとして、その方々が小学校1年生になる段階でどれぐらい小学校に入ってくるかについて試算している。区全体で申し上げますと、3%から4%程のお子さんは国立、都立、私立の小学校に行くが、地域によっては結構差がある。そうしたものも鑑みながら、子供たちがどれぐらい入ってくるのか試算し、順次35人で編制した場合には、その学校では何クラスになるのかをシミュレーションしている。学校ごとに施設規模が異なるので、一概にはなかなか言えないが、例えばタブレットが入ったことによって、パソコン教室を普通教室に転用すること等によって、現時点では令和7年度まで、多くの学校で教室の確保はできるのではないかと考えている。

ただ、大規模マンション等が建設をされると、そこで急に人が増えるといったこともあるため、35人学級編制の件に限らず、学務課では、不動産情報等を日々チェックしている。こうした変化もあるので、年2回程度シミュレーションを行いながら、急に教室が足りないということが起こらないように、適切に対応していきたいと考えている。

高柳委員

分かった。大変だと思うけれども、よろしく願います。

教育長

ほかにかがが。

坂口委員

私は、35人学級を実施するという国の報道を見たときに練馬区のことを考えた。先ほど、小学校第2学年までは既に35人学級編制を行っているというご報告があった。現状は、おそらく4、5、6年生等の上の学級は35人学級編制になっていないだろうと思う。令和7年には、現在35人学級編制となっている小学校第2学年の子がそのまま上の学年に上がり第6学年になるため、35人学級編制化は実現可能だと思うが、今の高学年については35人学級編制にはなっていないのか。

学務課長

小学校第1学年と小学校第2学年は35人で編制をし、それ以外の学年は40人で編制をしているが、単純に子供たちの数をクラスで割り返すと、1クラス大体31人、32人ぐらいの平均になっているため、必ずしも40人いっぱいということではないということをまずご承知おきいただければと思う。

今回、小学校第2学年については、昨年度は65校合わせて186クラスあり、今年には190クラスであるので、ほとんど影響はなかった。ただ、先ほど教育長からもあったように、小学校第3学年が今度35人学級編制となると、少し器が小さくなるため、一定程度、教室の増というのは出てくるかもしれない。そのあたりを見極めていきたいと考えている。

教育長

よろしいか。

坂口委員

小学校の35人学級編制については実現可能であると思う。

ただ、別の話として、例えば中学校ではどうであるか。小学生に比べ中学生は体が大きいと思うが、また数年後、令和7年度以降に小学生が中学校に入ったときにはこれが実現するのかなと思ったりしている。

以上である。

学務課長

中学校についても、当然、今後出てくる課題だろうと思っている。文部科学大臣の国の文教科学委員会でのご発言が3月末にあり、それを私どもも注目していたが、文部科学大臣は、35人の第一歩は踏み出したけれども、この成果をまとめて、中学校、高校へとつなげていくことが必要だご発言されているので、いずれ中学校についても35人学級編制は当然議論として出てくるだろうと思っている。

坂口委員

ありがとう。

教育長

今、学務課長から申し上げたように、現在の編制は、実際には大体31人ぐらいが平均である。ただ、当然のことだけれども、40人学級のため、40人という学級も理論上はあり得る。そういう意味では、35人になれば、更に1クラスの数人が減っていくわけであるから、かなりよくなると思う。ただ、本当に教室の問題というのは厳しい。

実は、新型コロナウイルス感染症の問題があるため、文部科学省のほうでも教室の在り方などについて、基準の見直し等を行っているようである。その辺も影響してくる場合、今後、教室数の課題というのは、我々は本当に注視していかないといけないと思っている。場合によっては移築や、増築、改築などが必要になってくる可能性もあるため、しっかりとシミュレーションしてやっていきたいと思っている。よろしいか。

それでは、次に報告の②についてお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

高柳委員

感想である。以前も非接触型の温度計やアルコール等、学校現場が必要なものをいろいろ導入していたようだけれども、自動アルコール噴霧器は大変便利でいいと思う。今、具体的な道具が入ると、非常に現場は助かるのではないかと思う。今後ともよろしく願います。

教育長

先日、新聞に、自動噴霧器の霧状の液体が子供の目に当たるといのが出ていたが、これは大丈夫か。

保健給食課長

重さや規格については資料に記載しているが、高さの調節ができるため、子供の目の位置にならないような調整の仕方が可能と考えている。

以上である。

光が丘図書館長

図書館においても、ディスペンサーのところに注意喚起の表示をするとともに、お子様用に、手動で行うアルコール消毒器等も設置しておいて、配慮しているところである。

教育長

重さが7キロだと、倒れる可能性もある。そのため、固定等も含めて、気をつけて置いてもらいたい。

光が丘図書館長

こちらは、重しをつけたり、壁に鎖で結んだりして転倒防止策を講じている。

以上である。

教育長

例えば外部の人たちを呼んで講演会をやるときに、固定をしない場合はその講演会の入り口に持っていく等気軽に持っていくことができるが、逆にそれが倒れてしまっけがをしまう可能性もある。有効に活用するのはもちろんのことなのだけれども、そういう心配もある。

坂口委員

最近、学校に行く機会がないので、どのように使っているのか見たことがないが、子供たちが1台のこの温度計付き自動アルコール噴霧器をどのように使うのか。皆一緒に登校するため、300人から400人全員がそこで検温や消毒を行うのか。

保健給食課長

先ほどご説明したが、児童生徒の通学の際には自宅で検温をして、それを記録してチェックをするという体制で、これは変わりがない。こちらの機械については来客用ということで、来賓用の玄関などに配備をし、来客とか行事の際に主に大人が使うかたちで配備している。

坂口委員

分かった。登校時に昇降口に置いているのかと思っていた。

中田委員

私は娘が中学校に通っているが、娘はもったいないから使わないようにと学校で言われていると言っていた。自動というだけあって、多分コストがかかると思うので、生徒は使わないようにとされているそうである。

それから、図書館で使えるということであるが、練馬区の図書館はゴールデンウィーク中、11日まで閉館し、12日から開館して下さるということである。図書館にずっと行けないゴールデンウィークは厳しかったので、12日から開館していて、温度計付き自動アルコール噴霧器があるというのはいいと思った。

以上である。

教育長

ありがとう。各校1台なので、子供たちが使うとなると、かえって密になってしまうし、そこで騒いで、倒してしまいけがしてしまってもいけないので、子供が使うことは想定しないようにして使っている。

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、次に移る。次の報告の③から⑤の指定管理者との協定締結についてであるが、これらの案件は関連する案件のため、一括して説明をお願いし、質疑についても一括して受けたいと思う。

それでは、説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

次に、図書館長に説明をお願いします。

光が丘図書館長

資料に基づき説明

教育長

次に子育て支援課長に説明をお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

以上、報告の③から⑤まで一括してご説明を申し上げた。指定管理の関係で基本協定と年度協定の締結があったということで報告があったが、何かご質問、ご意見あるか。

よろしいか。

それでは、次に移る。報告の⑥についてお願いします。

子育て支援課長

資料に基づき説明

教育長

国は制度をつくるだけで、実際にやるのは我々であり、大変な事務作業になるため、子育て支援課長には苦勞をかけている。何かご質問、ご意見あるか。

坂口委員

本当にきめ細かい支給のレベルの差があり、どのようにやっているのかと思ったが、個別送付ということだから、ほとんどの方が来訪して支給を受けておられるのだろうか。その辺りについて知りたい。

子育て支援課長

今年度は昨年度にお出しをしている方が分かっているので比較のご案内をお出ししやすい。昨年度は、初めてひとり親の方にご案内を届ける際に漏れがあってはいけないため、こちらが分かる限りひとり親だと思われる方、例えば確実なのは、病院に行くときにひとり親の医療証を持っている方、それから、児童扶養手当はもらえていないけれども、東京都の児童育成手当をもらっている方などはまず間違いなく対象になりえ、特に家計が急に苦しくなった場合でも請求ができるため、全員にご案内をお送りした。急に生活が苦しくなることがあったらこういうものがあるといった形でご案内を行った。

そのほかに、福祉事務所にチラシや申請書を置かせていただいたり、公的年金ということになると、障害のこともあるので、社会保険事務所にも置かせていただいている。それから、昨年度、区報や区ホームページのほかに、チャットボットという、区のホームページで音声でご案内してくれるものも福祉部と連携して活用させていただいた。今年度もこういった形でご案内ができるか考えているところであり、特にひとり親以外の世帯となると、通常6、7万件程度の高校生年代までの子育て世帯の世帯数があるため、どうしたら周知できるか考え、漏れないようにできるだけ丁寧にやりたいと考えているところである。

以上である。

坂口委員

分かった。要するに、この仕事は福祉事務所の管轄ではなくて、あくまでも子育て支援課が所管となるのか。

教育長

児童手当をやっている関係で、所管となっており大変である。

坂口委員

とても大変であると思う。何か困ったことが起こると、まずは福祉事務所に駆け込む。それから、地域の民生委員でも、福祉事務所へのご案内をするけれども、そこでこのことを周知するという形になるのか。

子育て支援課長

福祉事務所の方たちには、子育て支援課からご説明をさせていただいている。当然ながら、福祉事務所においでになる方もいらっしゃると思うので、そこでご説明をした上で、チラシや申請書を窓口に置いていただきたい、もしくは取りに来たらお渡ししていただきたいと、福祉事務所の方にご協力いただいている。今年度も引き続き協力を仰ぎながら、全庁的に対応していきたいと考えている。

特に今回は、非課税世帯等へのご案内もあるため、住民票を扱っている係や、税金を扱っている係等関係する部署との連携も漏らさないようにしながら、なるべく密に連絡を取りながら進めていきたいと考えている。

以上である。

坂口委員

煩雑な関係はとてもよく分かるが、必要な方に届けられるようにぜひ願います。

教育長

ありがとう。ほかいかがか。

高柳委員

今、ご説明を聞いて、大変な業務量だろうと感じ、ありがたく思う。これだけでは十分ではないかもしれないけれども、おかげで支援を要する家庭へ、少しは支援に役立ついろいろな給付金が支給されているということについて感謝申し上げる。

質問だが、何年先になるか分からないけれども、今、国で進めているデジタル化やマイナンバーカードの全員取得など、今度デジタル庁が発足し、そういった制度設計が将来的にできれば、業務量は軽減できるようになるのか。プライバシーの保護なども非常に大変だろうと思うけれども、見通しはどうか。

子育て支援課長

デジタル改革関連法が成立したが、マイナンバーを使うということで、おそらく住民税の課税、非課税は、1月1日現在で住んでいる市町村でないと分からない。転入されてきた方が前の住所地のところでどうだったかということ調べたりすることは、比較的早い時期にできるようになるだろうとは思っている。ただ、マイナンバーとひもづけられた口座のほうにお金が入る方法は、様々議論があり、実現するのかもしれないのかといった大きな話になる。世論やデジタル庁などの進捗に合わせたかたちで、活用ができるようになったときに、子供関係の給付金に限らず様々な給付金等に活用できるかと思うが、先のこととはなかなか私どものほうで単独では考えることは難しいと考えている。

以上である。

高柳委員

分かった。ありがとう。

教育長

ほか、いかがか。よろしいか。

それでは、報告は終わる。

その他の報告で、口頭報告が2件あるのでお願いします。

教育指導課長

それでは、私から、本年度の4月と5月の修学旅行の延期についてご報告をさせていただきます。

当初、区立中学校で4月、5月に修学旅行を予定していた学校が8校あった。そのうち4校については昨年度のうちに、残りの4校については4月の段階で延期を決定した。延期先の日程だが、主には秋に実施だが、7月、8月に予定しているところもある。

なお、6月に実施予定の学校が1校ある。大泉第二中学校が6月の下旬に予定しており、行き先は関西方面である。このことについても、今後の状況を見極めながら、学校と相談を進めてまいりたいと思う。

報告、以上である。

教育長

昨年度は全て中止を決めたが、今年度は何とか行かせてやりたいという思いでいる。今のところ、中止ということではなく延期という形にさせていただいた。今後の推移によっては、また判断を変えなければいけないこともあるかもしれないけれども、現時点ではとりあえず延期という形にさせていただいている。

何かご質問、ご意見あるか。

なお、小学生の移動教室については7月から実施するかたちで計画したので、何とか行けるとよいと思っている。

よろしいか。

もう一件、口頭報告がある。

子育て支援課長

第39回練馬こどもまつりについては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために分散開催にし、例年やっている石神井公園、光が丘公園ではなく、児童館での開催を予定していたが、予定していたのが5月8日ということで、まん延防止等重点措置、結果的には緊急事態宣言期間中となったため、延期という判断をさせていただいた。中止ではなく延期という形であり、新型コロナウイルス感染拡大が収まりできるようになったら、こどもの日とは大分離れるけれども、何とかできたらいいと考えているところである。ご説明は以上である。

教育長

よろしいか。何かあるか。  
それでは、ほかに何か報告はあったか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様方から何かあるか。よろしいか。  
それでは、以上で第9回教育委員会定例会を終了する。ありがとう。